

【基本点数】

No.	理 由	保護者の状況		点 数
1	就 労	居宅外就労	1か月の労働時間が150時間以上	12
			1か月の労働時間が120時間以上	11
			1か月の労働時間が 90時間以上	10
			1か月の労働時間が 64時間以上	9
		自営・親族経営 (居宅外就労)	1か月の労働時間が150時間以上	11
			1か月の労働時間が120時間以上	10
			1か月の労働時間が 90時間以上	9
			1か月の労働時間が 64時間以上	8
		居宅内就労	1か月の労働時間が120時間以上	8
			1か月の労働時間が 90時間以上	7
			1か月の労働時間が 64時間以上	6
		内 職	1か月の労働時間が 64時間以上	6
2	妊娠・出産	予定日の8週間（多胎妊娠は10週間）の日が属する月の翌月から、産後8週を経過する日の属する月末まで		9
3	疾病・障害	疾病	1か月以上の入院・常時病臥	12
			通院加療中で、常に安静を要するなど、常時保育が困難	11
			通院加療中で、保育が困難	10
		障害	身体障害者手帳1級・2級	12
			精神障害者保健福祉手帳1級・2級	
			療育手帳A1・A2	
			身体障害者手帳3級	10
			精神障害者保健福祉手帳3級	
			療育手帳B1・B2	
4	介護・看護	同居親族の介護・看護により保育が困難	月20日以上・1日6時間以上	10
			月16日以上・1日4時間以上	8
			別居親族の介護・看護	6
5	求職活動	求職活動に伴い保育が必要		2
6	就学	大学、専門学校、職業訓練校等	月16日以上・1日4時間以上	8
			通信制	6
7	転園	転園希望		1
8	災害復旧	震災、風水害、火災等による災害の復旧に当たっている		12

1. 基本点数は、父母いずれか低い方の点数とする。
2. 就労等の最低基準は、月16日・週4日・1日4時間以上とする。
3. 児童福祉の観点から特に保育の実施が必要と認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
4. 保育士の加配などが必要と判断される児童は、この選考基準をもとに別途協議する。
5. 転居等で継続して通うことが困難な状況が認められる場合は、他の基本点数を採用する。

【調整点数】

No.	保護者の状況	点 数
1	保護者が秦野市内の保育所等で保育教諭・保育士として勤務する（内定を含む）場合	7
2	ひとり親世帯	6
3	生活保護世帯で、就労による自立支援につながると見込まれる場合	2
4	育児休業明け	3
5	兄弟姉妹がすでに保育利用している施設への申し込み	3
6	小規模保育事業・家庭的保育事業の利用期限を迎える世帯	3
7	育休取得に伴い退園した施設に再度申し込み（認定こども園で1号に切り替えた場合も含む）	3
8	父母ともに基準を満たす就労実績が直近3か月以上ある場合（自営・親族経営を除く）	1
9	保育の必要性が確認できない65歳未満の祖父母と同居（二世帯住宅も含む）	-5
10	申込児童以外の就学前児童が保育所等を利用していない場合	-2
11	市外在住者（保護者が秦野市内の保育所等で保育教諭・保育士として勤務する（内定を含む）場合及び利用開始までに転入する場合を除く）	-6
12	内定辞退	-3
13	保育料の滞納がある場合（納付誓約書を提出し、計画どおり納付している場合を除く）	-10

1. 該当する点数を合計する。ただし、No.1及びNo.2の加点は、他の加点と重複適用しない。
2. 市外在住者（No.1の加点を除く）または転園希望の場合は、加点を適用しない。
3. No.6の加点は、No.4またはNo.8との重複適用はしない。
4. その他特別の事情が認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

- ・「基本点数＋調整点数」を基準に、次の順位並びに申込み及び希望施設の状況を勘案して決定する。

【調整順位】

No.	保護者の状況	順位
1	秦野市内の保育所等の保育教諭・保育士	1
2	ひとり親世帯	2
3	疾病・障害	3
4	育児休業明け	4
5	生活保護世帯	5
6	第3子以降の申し込み	6
7	出産	7